

厚生労働省説明資料
(自殺総合対策大綱における施策の実施状況について)

令和5年3月30日

第10回自殺総合対策の推進に関する有識者会議

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自殺防止に関する相談体制の強化について

令和2年度 第一次補正予算:2.7億円、第二次補正予算:8.7億円、予備費10億円

令和3年度補正予算:61億円の内数

令和4年度補正予算:59億円の内数

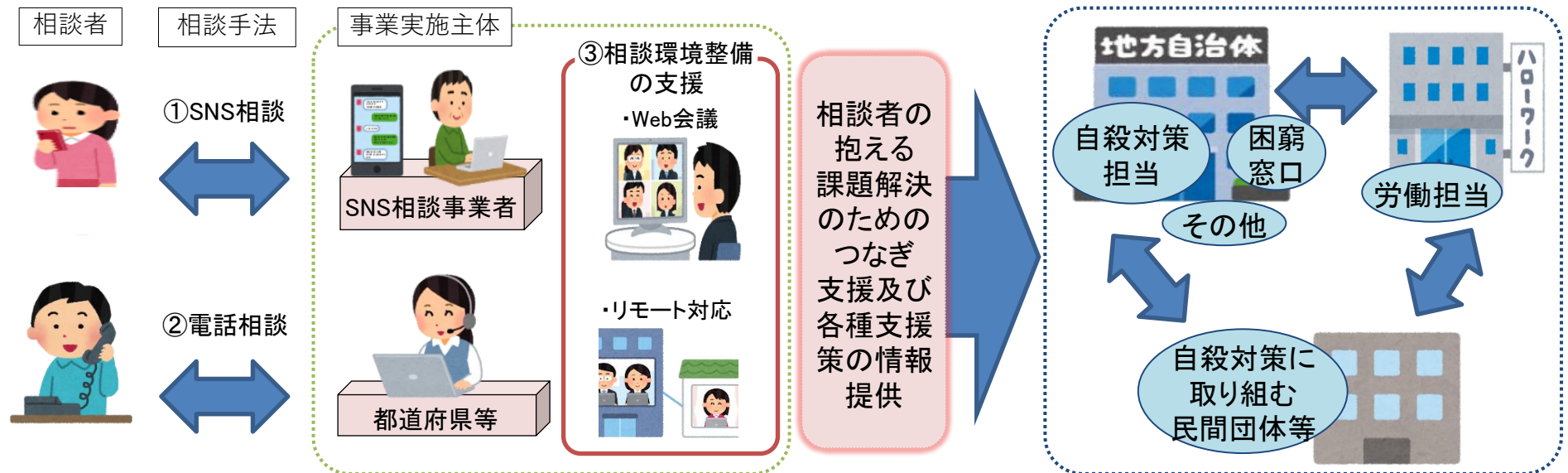
新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、令和2年度以降、自殺防止に関する相談体制の強化を実施。

- 民間団体が行っている電話相談SNSを活用した相談体制の拡充。(フリーダイヤル設置、24時間相談等)
- 都道府県、指定都市が行っている電話相談等の相談体制の拡充。(夜間相談体制の拡充等)

【施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等】

- 実施主体:民間団体、都道府県、市町村
- 補助率:令和2年度 : 10/10、1/2、2/3
令和3年度、4年度 : 10/10、3/4

<相談事業実施の流れ>



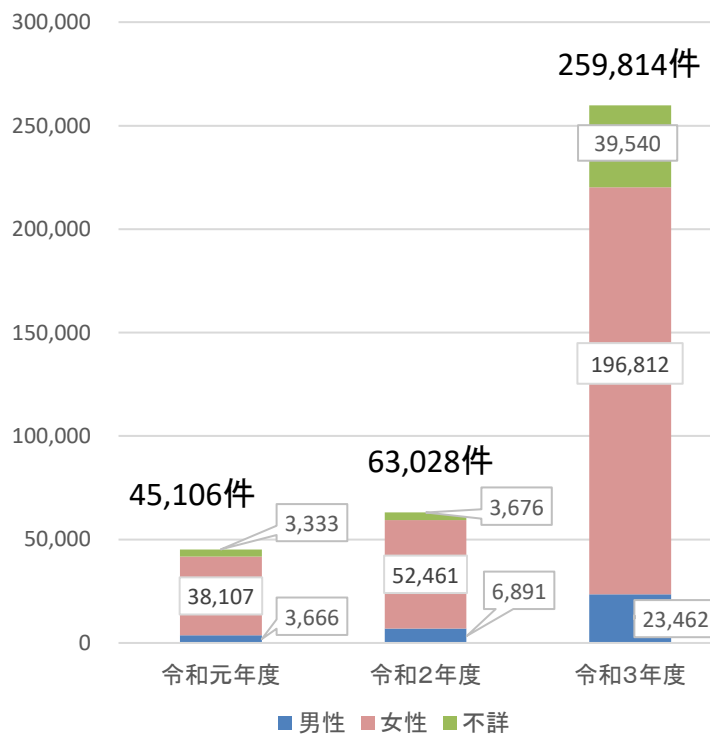
SNSを活用した相談

1 背景・これまでの取組

座間市における事件を受け、若者の多くがSNSを日常的なコミュニケーション手段として用いている現状を踏まえ、若者が相談しやすい体制の整備を図るため、平成30年3月より自殺防止を目的としたSNSを活用した相談事業を開始。

2 相談件数

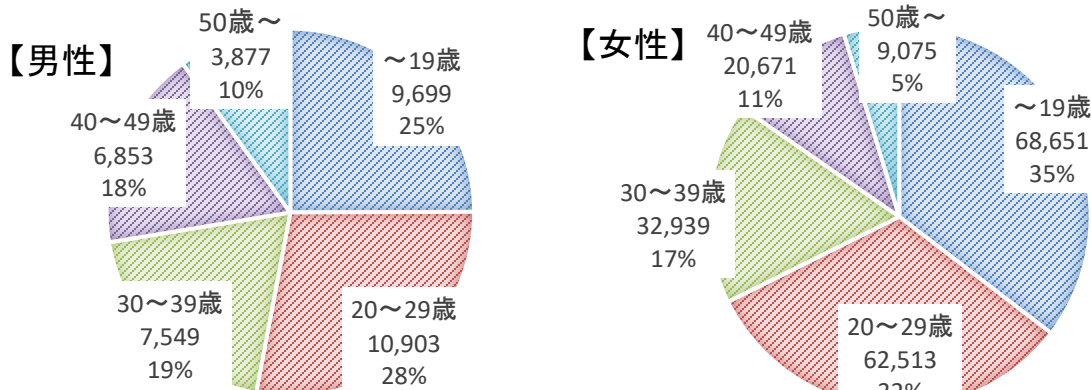
SNS相談件数の推移



注) 厚生労働省が補助している団体の相談件数について示したもの。令和元年度、2年度は4団体、令和3年度は5団体。

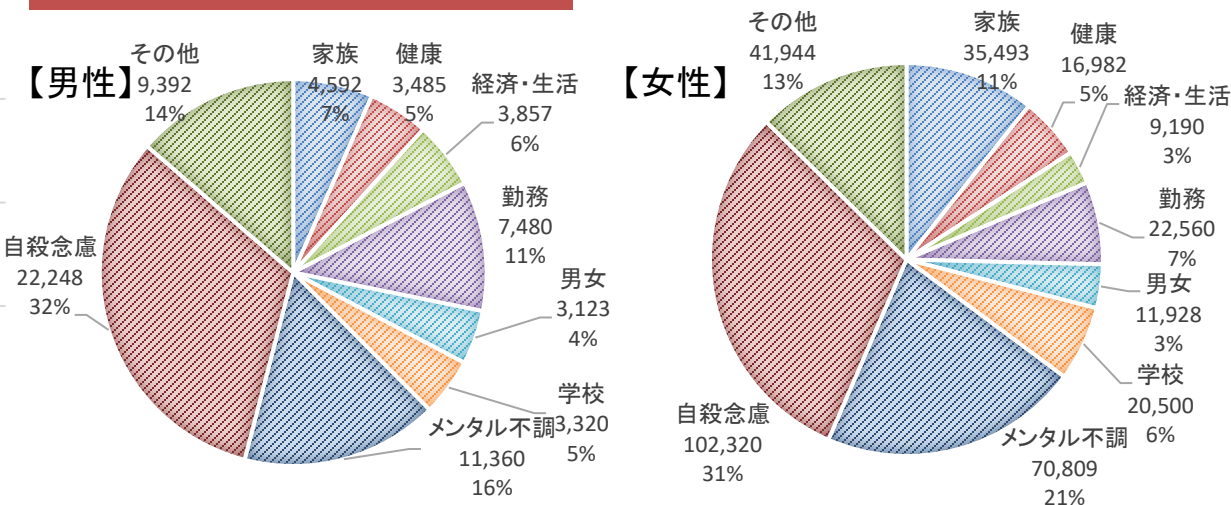
令和3年度 年齢構成

※年齢不詳を 除いて計上している。



令和3年度 相談内容

※相談内容について、相談1件につき複数の計上を可能としている。



ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは...

悩んでいる人に**気づき**、**声をかけ**、**話を聞いて**、**必要な支援につなげ**、**見守る**人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

<普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置
※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。
※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省Twitterでの呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



自殺総合対策大綱において、**国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすること**を目指している。

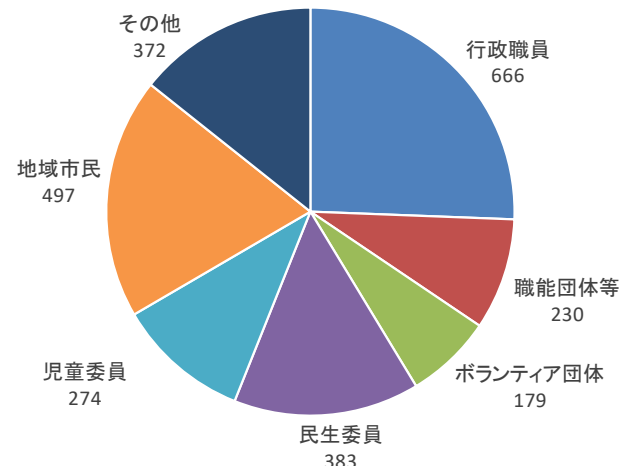
➤ 令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省自殺対策推進室)における認知度は12.3%

<各自治体における研修の実施状況>

● 令和3年度 約18万5千人

※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計。
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。

受講対象者の属性



※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞

自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

令和5年度予算 37億円(令和4年度36億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	29.8億円 (28.7億円)
調査研究等業務交付金	4.9億円 (4.9億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円 (1.1億円)
その他(本省費等)	1.2億円 (94百万円)

※令和4年度第二次補正予算額

・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

(令和5年度予算:29.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援。
- 悩んでいる人に「気づき」、「声かけ」を通じ、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成や支援を充実。(一部新規)
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施。(新規)
- 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業の実施。(新規)

3. 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた

自殺防止対策の強化(令和4年度補正予算額:59億円の内数)

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響、また、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、地方自治体や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

2. 指定調査研究等法人の機能確保等

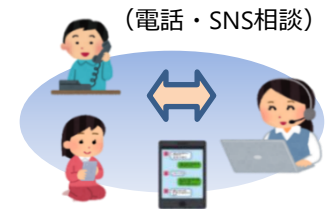
(令和5年度予算:7.2億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施するとともに、自傷・自殺未遂レジストリを活用した自殺未遂者支援を推進。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、全国的な普及啓発活動を実施。
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築。(研修教材作成、講師養成等)(新規)

若者の自殺
危機対応チーム

ゲートキーパー
養成・支援

電話・SNSを活用した
相談体制の支援強化



令和5年度当初予算 30億円の内数（一） ※（）内は前年度当初予算額

（30億円の内訳）
 地域自殺対策強化交付金 30億円
 委託費（ゲートキーパー基盤整備事業分） 0.3億円

1 事業の目的

- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。
- ・ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
 - ・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
 - ・若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
 - ・悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。
- このため、令和5年度以降、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、ゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1)ゲートキーパー基盤整備事業

- ・効果的、体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師のための教材、カリキュラムの作成等を実施。(委託費)

(2)ゲートキーパー養成事業

- ・同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施。(地方自治体向け、補助率2/3)

(3)ゲートキーパー支援事業

- ・ゲートキーパーになった者が継続的に活動できるよう、支援を実施(相談、アドバイス、居場所づくり)を行う。(民間団体向け、補助率10/10)

3 実施主体等

実施主体	国	都道府県・市町村	民間団体
補助率	—(委託費)	交付金2/3	交付金10/10
経費の流れ	国→委託事業者	国→都道府県・市町村	国→民間団体

令和5年度当初予算 35億円の内数 (－) ※()内は前年度当初予算額

(35億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	30億円
調査研究等業務交付金	4.9億円

1 事業の目的

○小中高の自殺者数は過去最多の水準であり、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。

○自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。

2 事業の概要・スキーム

多職種 of 専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業を実施する。

若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者:次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了:地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

補助先:都道府県・指定都市、補助率:10/10

令和5年度当初予算 35億円の内数 (－) ※ ()内は前年度当初予算額

(35億円の内訳)
 地域自殺対策強化交付金 30億円
 調査研究等業務交付金 4.9億円

1 事業の目的

- 関係者の着実な取組により自殺者数は長期的には低下傾向であるものの、令和2年に対前年差で増、令和3年には対前年差で微減。
- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

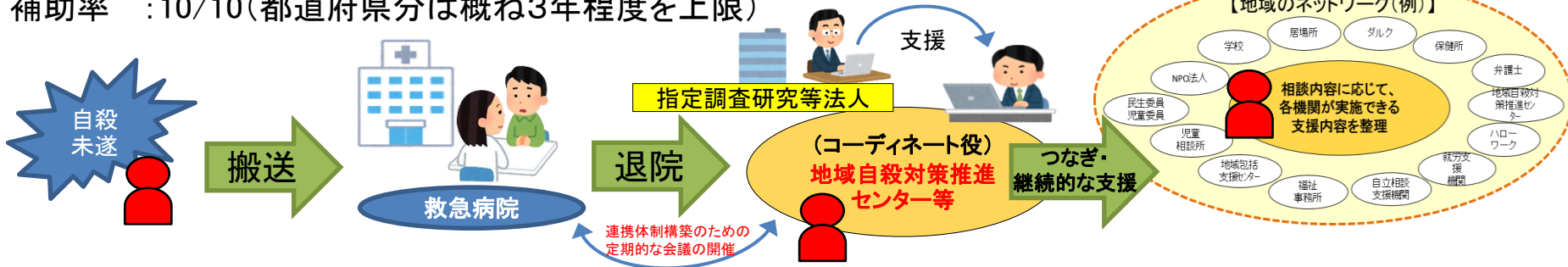
- 自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
 また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。(地域自殺対策強化交付金)
- 事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る(調査研究等業務交付金)

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：都道府県(自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。)

厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率：10/10(都道府県分は概ね3年程度を上限)



自傷・自殺未遂レジストリを活用した自殺未遂者支援の推進

令和5年度当初予算 4.9億円の内数 (4.9億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高く、自殺未遂者支援に取り組むことは自殺防止の観点から重要である。
- また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明、把握が必要であり、自殺未遂者からの聞き取りは重要である。
- このため、令和4年度から、個人が特定されないよう配慮した上で、救急病院から、自殺未遂に関する情報の提供を受け「自傷・自殺未遂レジストリ」を構築中。

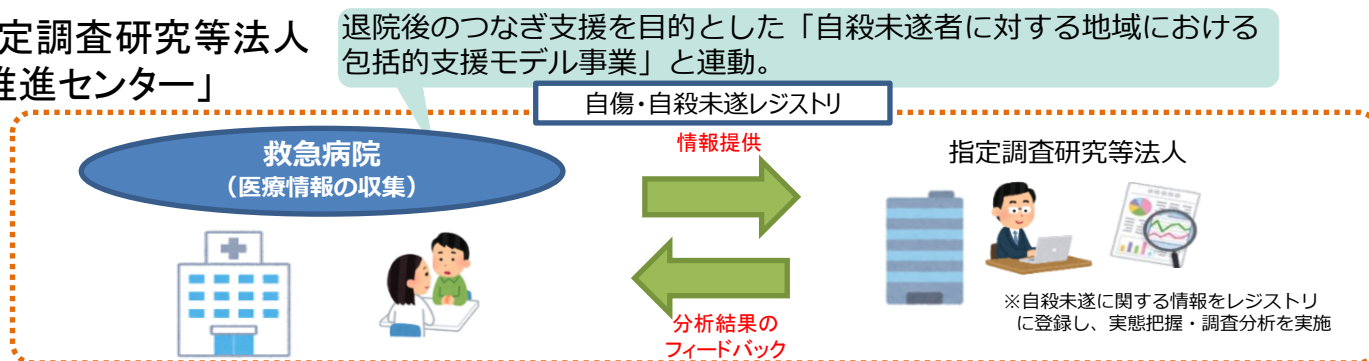
2 事業の概要

- 自殺未遂者は自殺のハイリスク集団とされており、自殺総合対策大綱においても自殺未遂者支援は「当面の重点施策」の一つに位置づけられている。また、世界保健機関（WHO）が世界各国に呼びかけている「自傷・自殺未遂レジストリ」も我が国において整備されていなかったことから、令和4年度予算において、「自傷・自殺未遂レジストリの構築」に要する経費を計上したところ。
- 厚生労働省指定調査研究等法人において、救急病院から自殺未遂に関する情報の提供を受け、実態把握・調査分析を実施し、その結果や知見を自治体や救急病院にフィードバックすることで、より有効な自殺対策や自殺未遂者支援に活用することが期待される。
- さらに、令和4年度の診療報酬改定において救急患者精神科継続支援料が引き上げられるなど、自殺未遂者支援の環境が整ってきている。
- これらの状況を踏まえ、自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を増やすこと等により、レジストリを充実し、自殺未遂者支援の推進を図る。

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：厚生労働省指定調査研究等法人
「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率：10/10



自殺報道への対応 (WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請)

著名人の自殺報道やその他の自殺について、その手段や場所等を詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道を要請している。(令和2年以降20回実施)

自殺報道ガイドライン(WHO)

<WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版』より>

○自殺関連報道として「やるべきでないこと」

- ・報道を過度に繰り返さないこと
- ・自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- ・自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- ・センセーショナルな見出しを使わないこと
- ・写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

○自殺関連報道として「やるべきこと」

- ・有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- ・支援策や相談先について、正しい情報を提供すること
- ・日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること
- ・自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

厚生労働省による報道機関への要請



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター
厚生労働省

令和5年1月17日

メディア関係者各位

自殺の「手段」や「場所」を報じる報道は「自殺リスクのある人が行為を模倣する可能性」があるため、WHOの『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道の徹底をお願いいたします。

最近、神奈川県や新潟県、山形県などにおいて、車内や室内で、練炭を使った自殺の可能性のある事案の報道が相次いでなされています。中には、見出しで「自殺」の記載や自殺の手段を伝えたり、本文でも自殺の手段や場所を詳細に伝えたりする報道もみられます。自殺をセンセーショナルに伝えたり、自殺の「手段」や「場所」を詳述する報道は、報じ方によっては自殺念慮を抱えている人に強い影響を与え、「模倣自殺」を誘発しかねません。

練炭を用いた自殺を巡っては、香港で1990年代末、練炭自殺が美化されてセンセーショナルに報道された影響で、練炭を使った自殺が急増しました。その後アジア諸国にその影響が波及し、2000年代初めには日本や韓国でも大々的に報じられ、練炭を用いた個人や集団での自殺が増加しました。

メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、[WHO \(世界保健機関\) 発行の『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版』\(いわゆる『WHO自殺報道ガイドライン』\)](#)を踏まえた報道を、お願いいたします。

【自殺に用いた手段について明確に表現しないこと】(WHO自殺報道ガイドラインP6)

- 「自殺リスクのある人が行為を模倣する可能性を高めてしまうため、自殺手段の詳細な説明や議論は避けなくてはならない。例えば、薬の過剰服用を伝える際には、服用した薬のブランド/薬品名、性質、服用量、飲み合わせや、どのように入手したのかを詳細に伝えることは、人々に害を及ぼす可能性がある。」
- 「自殺の手段が稀なものである場合や新しいものである場合も注意が必要である。通常使われない自殺手段を用いることは、その死(自殺)の報道価値を高めるように見えるかもしれないが、その自殺手段を伝えることで他の人が同じ手段を用いるきっかけとなることもある。新しい自殺手段は、メディアのセンセーショナルな報道を通じて素早く広まってしまう。ソーシャル・メディアを通じて加速される影響などがその一つである。」

自殺総合対策大綱における施策の実施状況について(厚生労働省の主な取組)

	実施状況
自殺総合対策大綱の項目	令和4年度の主な取組状況
1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組	
(1) 地域自殺実態プロフィールの作成	○地域自殺実態プロフィール更新等による最新情報の提供、政策パッケージ等の活用など、地域レベルでの実践的な取組の推進 ○地域自殺対策計画策定及び進捗管理支援のため、国及び一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（以下「自殺対策推進センター」という。）による必要な支援の提供
(2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成	○先進的な事例の収集と先進事例データベースへの収載
(3) 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援	○「いのち支える自治体コンシェルジュ」の開設
(4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定	○自殺対策推進室Webサイトに自治体のモデル事例を掲載し、成果は計画策定ガイドラインにも反映
(5) 地域自殺対策推進センターへの支援	○地域自殺対策推進センター連絡会議のオンライン実施 ○地域自殺対策推進センターの運営費支援
(6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進	○市町村において自殺対策の専任職員が配置されるように、会議等で必要性の説明を行うなどの働きかけを実施
2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す取組	
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	○関係省庁、地方公共団体、民間団体、国民へ啓発事業実施の呼びかけ ○全国の自治体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等に広報ポスターを掲示。 ○厚生労働省Twitter、Facebookにおいて相談窓口やゲートキーパー等の取組について周知。 ○多くの国民が利用するYouTubeなどのSNS上での動画広告により相談を呼びかけ。
(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	○悩みをお持ちの方、困っている方へ対する相談の促進やゲートキーパーとしての声かけ等について、SNSやインターネットを活用して啓発事業を実施。（厚生労働大臣からも悩んでいる方、若い世代の方にメッセージを発信）
(4) うつ病についての普及啓発の推進	○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催 ○厚生労働省Webサイト内の「みんなのメンタルヘルス総合サイト」、「こころもメンテしよう」において、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報、若者向けに心の不調への対処法等を紹介

	実施状況
自殺総合対策大綱の項目	令和4年度の主な取組状況
3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組	
(1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証	○革新的自殺研究推進プログラムとして公募研究を実施し、委託研究成果報告書を発行
(2) 調査研究及び検証による成果の活用	○自殺対策推進センターのWebサイトや「自殺総合政策研究」の発刊、自殺総合対策に関する調査研究等成果の活用を促進
(3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供	○自殺対策推進センターは、先進的な取組事例を検索できる「自殺対策先進事例データベース」をWebサイトで公開
(6) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明	○地方公共団体に対し、地方の状況に応じた死因究明・身元確認に関する施策の検討等を目的とした、関係機関・団体等が協議する場として死因究明等推進地方協議会の設置・活用を要求 ○厚生労働省において、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施 ○一部の都道府県において、「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」を実施
4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組	
(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進	○精神保健福祉士において、大学又は養成施設等が策定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目における、ソーシャルワーク演習（専門）では、教育に含むべき内容として自殺対策、自殺対策基本法を盛り込んでいる。 ○公認心理師においては、公認心理師試験出題基準に、保健活動における心理的支援等として自殺対策に関する項目を盛り込み、自殺を含め当事者が抱える課題に対して心理的な側面からのアプローチを行うために必要な知識と技能を習得した人材の育成を推進
(2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成	○自殺対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター連絡会議及びブロック会議をオンラインにて実施 ○生活困窮者自立支援制度人材養成研修の相談支援員研修等において、ひきこもり状態にあり精神的な落ち込みのある方を含め、多様な課題を抱える困窮者一人ひとりに寄り添った支援について講義を実施。
(3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上	○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施
(5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	○自殺対策推進センターにおいて、地域自殺対策推進センターに関わる都道府県・市町村担当者の研修等を実施 ○自殺対策推進センターにおいて、地域の自殺未遂者・自死遺族支援に関わる民学官関係者の資質向上のための研修を実施 ○全国の産業保健総合支援センター等において、産業保健スタッフ等に対する研修等を実施
(10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成	○厚生労働省におけるゲートキーパーのページを分かりやすく見直しSNS等で情報発信するとともに、政府広報インターネットバナー広告、政府広報BS番組におけるゲートキーパーの特集等により広く国民に周知。
(11) 自殺対策従事者への心のケアの推進	○自殺対策推進センターにおける相談員自らの心の健康を維持するための対応方法を盛り込んだ各種研修
(12) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援	○地域自殺対策強化交付金を活用した自殺等の悩みを抱える者を支援する家族等に対する支援

	実施状況
自殺総合対策大綱の項目	令和4年度の主な取組状況
5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組	
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「過労死等防止対策推進法」及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づいた、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に関する対策への取組 ○事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及のための「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発、ストレスチェック制度の実施の徹底 ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」にて、情報提供や電話相談等を実施 ○職場におけるハラスメント対策を総合的に推進 ○セクハラ、パワハラ等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を設定し、シンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施 ○ポータルサイトを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組の促進 ○ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため都道府県労働局の相談体制を強化し、平日の夜間や休日にも対応するフリーダイヤル・メール・SNSによる相談窓口を設置
6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組	
(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施 ○自殺対策推進センターでは、連動性を向上させる研修を実施
(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺対策推進センターにおいて、精神科医療を担う人材育成のための各種研修等を実施 ○認知行動療法研修事業を実施
(3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健福祉士等の専門職等を、医療機関を始めとした地域に配置する取組を実施
(5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う、子どもの心の診療ネットワーク事業を実施 ○こころの健康づくり対策事業において、「PTSD対策専門研修」「思春期精神保健研修」を実施
(6) うつ等のスクリーニングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、平成29年4月より産婦健康診査の費用を助成 ○保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握を推進

	実施状況
自殺総合対策大綱の項目	令和4年度の主な取組状況
6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組	
(7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○うつ病以外の精神疾患に適切に対応できるよう、精神医療及び精神保健関係者等を対象に研修を実施 ○依存症普及啓発事業において、シンポジウムの開催等、アルコール関連問題についての啓発を実施 ○依存症対策全国拠点機関による地域における指導者の養成や都道府県・指定都市による依存症相談拠点機関の設置、依存症の専門医療機関・治療拠点機関の選定、依存症対策地域支援事業の活用等により、関係機関が連携し、地域における依存症対策を推進
(8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療介護総合確保基金を通じて、看護師の資質の向上に関する研修への財政支援を実施
7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組	
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自殺対策強化交付金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制の充実 ○令和4年度自殺予防週間（9月10日～16日）及び令和4年度自殺対策強化月間（3月）において、広報ポスターやインターネット上において電話やSNSの相談窓口を周知
(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施
(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ○全国のハローワークの求職者を対象に、ストレスチェックシートの作成・配布、心の悩み・不安等の相談に対する専門家によるメール相談を実施 ○ハローワークにおいて、就職に関連した生活に関する問題について専門家による巡回相談を実施 ○若年無業者等に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションを全国に設置 ○一人ひとりに応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、アウトリーチ型相談による若年無業者等の職業的自立支援 ○就職後の定着・ステップアップ支援による若年無業者等の職業的自立支援 ○職場体験等による若年無業者等の職業的自立支援
(7) ICTを活用した自殺対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺願望を表す用語が検索された場合等に適切な相談窓口を案内する広告の実施。（検索連動型広告） ○相談窓口等を見やすくまとめた厚生労働省特設ページ「まもろうよこころ」をSNS、政府広報等を活用し広く周知。ポスター、動画等の広報媒体を集約した「広げてみよう支え合い」のページを創設し、SNS等で広く情報を拡散し支援情報を届ける。
(10) 介護者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護や通所介護等に係る介護保険給付を実施 ○地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修を実施 ○介護教室・介護者相互の交流会開催について、地域支援事業の家族介護支援事業として経費の一部を負担
(11) ひきこもりの方への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで都道府県と指定都市に設置してきた「ひきこもり地域支援センター」を一般の市町村にも設置できるようにするなど、より身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進め、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進 ○ひきこもり当事者やその御家族の心情を理解した上で、寄り添う支援ができる良質な支援者の育成のため、支援に関わる方に対し、知識や支援手法を習得するための研修を実施

	実施状況
自殺総合対策大綱の項目	令和4年度の主な取組状況
7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組	
(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するための「若年被害女性等支援事業」を実施 ○困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワークの構築などを行うモデル事業として「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」を実施 ○こころの健康づくり対策事業において、「PTSD対策専門研修」「思春期精神保健研修」を実施
(13) 生活困窮者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所設置地方自治体（906自治体）において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、家計相談支援等を実施
(14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置することで、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで支援できる「ワンストップ型相談窓口」の整備を推進 ○令和4年度第2次補正予算において、ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるようSNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るための事業を実施
(15) 性的マイノリティへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○公正な採用選考についての事業主向け啓発パンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し、ホームページ上に公表 ○事業主向けのマニュアルやパンフレット等を活用し、職場におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント防止を周知 ○性的指向・性自認に関する職場環境の在り方について、企業が自社で取り組もうとする際の参考となるような取組事例等を掲載した周知啓発のためのリーフレットをHP上に掲載 ○性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を実施
(18) 自殺対策に資する居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（任意事業）を実施 ○地域自殺対策強化交付金を活用し、居場所づくりのモデル事業（居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業）を実施
(19) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○WHO自殺報道ガイドラインに基づく報道がなされていない場合に、各報道機関等にガイドラインに基づく報道を要請。 ○厚生労働大臣よりメディア関係者に向けて、ガイドラインに基づく報道を直接要請。 ○厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」において、メディア関係者に向けた自殺報道に関する勉強会を開催。
(20) 自殺対策に関する国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺対策推進センターによる国際的な学会への参加等により、海外の先進的な取組の調査、日本の自殺対策についての発信等を実施

	実施状況
自殺総合対策大綱の項目	令和4年度の主な取組状況
8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組	
(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備	○自殺のハイリスク者である自殺未遂者が安心して医療にアクセスできる環境を整備
(2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実	○必要に応じた精神科医による診療体制の整備を実施 ○自殺対策推進センターにおいて、自殺未遂者研修（精神科救急版）を実施 ○自殺対策推進センターにおいて自傷・自殺未遂レジストリを構築
(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化	○自殺対策推進センターにおいて自傷・自殺未遂レジストリを構築
(5) 家族等の身近な支援者に対する支援	○「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」によるケア対策として推進 ○自殺未遂者再企図防止事業を実施
(6) 学校、職場等での事後対応の促進	○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知
9 遺された人への支援を充実する取組	
(1) 遺族の自助グループ等の運営支援	○地域自殺対策強化交付金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等を支援 ○「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」に基づく遺族の自助グループ等の運営を支援 ○「過労死等防止対策推進法」及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死で親を亡くした遺児等が心身のリフレッシュを図るためのイベントや、遺児及びその保護者を対象としたグループトーク等を行う「過労死遺児交流会等事業」を実施
(2) 学校、職場等での事後対応の促進	○地域自殺対策強化交付金を通じて、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成等に対する支援を実施
(5) 遺児等への支援	○自治体において、ヤングケアラーの実態調査を行い、相談窓口開設等の支援を順次実施 ○厚生労働省のヤングケアラー特設サイトを開設し、支援情報等の周知・啓発を実施
10 民間団体との連携を強化する取組	
(3) 民間団体の相談事業に対する支援	○地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体のSNSや電話相談事業への支援を実施 ○自殺予防のSNSや電話相談事業を行う各種民間団体の活動に対して、助成を実施
(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援	○地域自殺対策強化交付金を通じて、地域における民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援を実施

実施状況	
自殺総合対策大綱の項目	令和4年度の主な取組状況
11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組	
(2) 学生・生徒等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○わかものハローワーク、新卒応援ハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな支援を実施 ○地域若者サポートステーションにおいて、学校等との連携により、アウトリーチ型の相談等を活用し、高校中退者等への切れ目ない支援を実施
(4) 子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図る「子どもの生活・学習支援事業」を実施 ○児童養護施設等に入所していた子ども等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供 ○各都道府県における「社会的養護自立支援事業」の積極的な実施を促進するほか、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築 ○生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等を通じて、子どもの将来の自立に向けた支援を実施
12 勤務問題による自殺対策を更に推進する取組	
(1) 長時間労働の是正	<ul style="list-style-type: none"> ○月80時間超の残業が行われていると考えられる事業場に対して監督指導を実施し違法な時間外労働について、是正・改善に向けた指導を実施 ○時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得などについての適正な履行確保への取組
13 女性の自殺対策を更に推進する取組	
(1) 妊産婦への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○産後うつ予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、平成29年4月より産婦健康診査の費用を助成 ○産前産後サポート事業及び産後ケア事業において、平成29年8月に作成したガイドラインに基づき、母子に対するきめ細かな支援を実施
(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	<ul style="list-style-type: none"> ○やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援体制の強化を実施。 また、マザーズハローワーク事業として、子育て中の女性等を対象に担当者制による職業相談・職業紹介や求職者のニーズに応じた求人の開拓など、きめ細かな就職支援を実施。 ○雇用に関する各種支援策について、ホームページやリーフレット等だけでなく、SNSやメールマガジンを活用するなどにより、周知を実施。